

私道を整備しませんか

私道整備助成制度のご案内

私道整備助成制度とは…

多数の市民の通行の用に供され、公道と同様な機能を果たしている私有道路について、市民が行う現況道路内の舗装工事等に対して工事費の一部を助成し、市民の生活環境改善に寄与することを目的とする制度です。

助成の対象となる道路

基本的には、建築基準法第42条2項ほかの私道が対象となります。建築基準法の道路種別の確認は、HPの「わが街ガイド」を閲覧してください。道路種別に対する助成の適用可否については、別紙を参照ください。

- 1 整備助成の対象となる道路は、次の①～③のいずれかに該当する私道です。ただし、接続する公道は既に舗装されている場合が対象となります。
 - ① 私道の両端が公道に接続していて、日常的に相当数の地域住民に利用されている。
 - ② 私道の片側だけ公道に接続している場合は、居住されている5戸以上の家屋がある。
 - ③ 公共的又は公益的施設に通じている。
- 2 整備を希望する私道については、舗装工事に支障となる地下埋設物がないこと、私道に接する上のり面（いわゆるがけ地）が舗装工事に支障ない程度に保護されていることとします。また、公共下水道の計画区域内では、下水道が完備されていること、又は今後5年間下水道工事の施行する予定がないこととします。
- 3 私道が築造されてから5年以上経過していること。
- 4 その他「私道整備助成要綱」に定めるものとします。

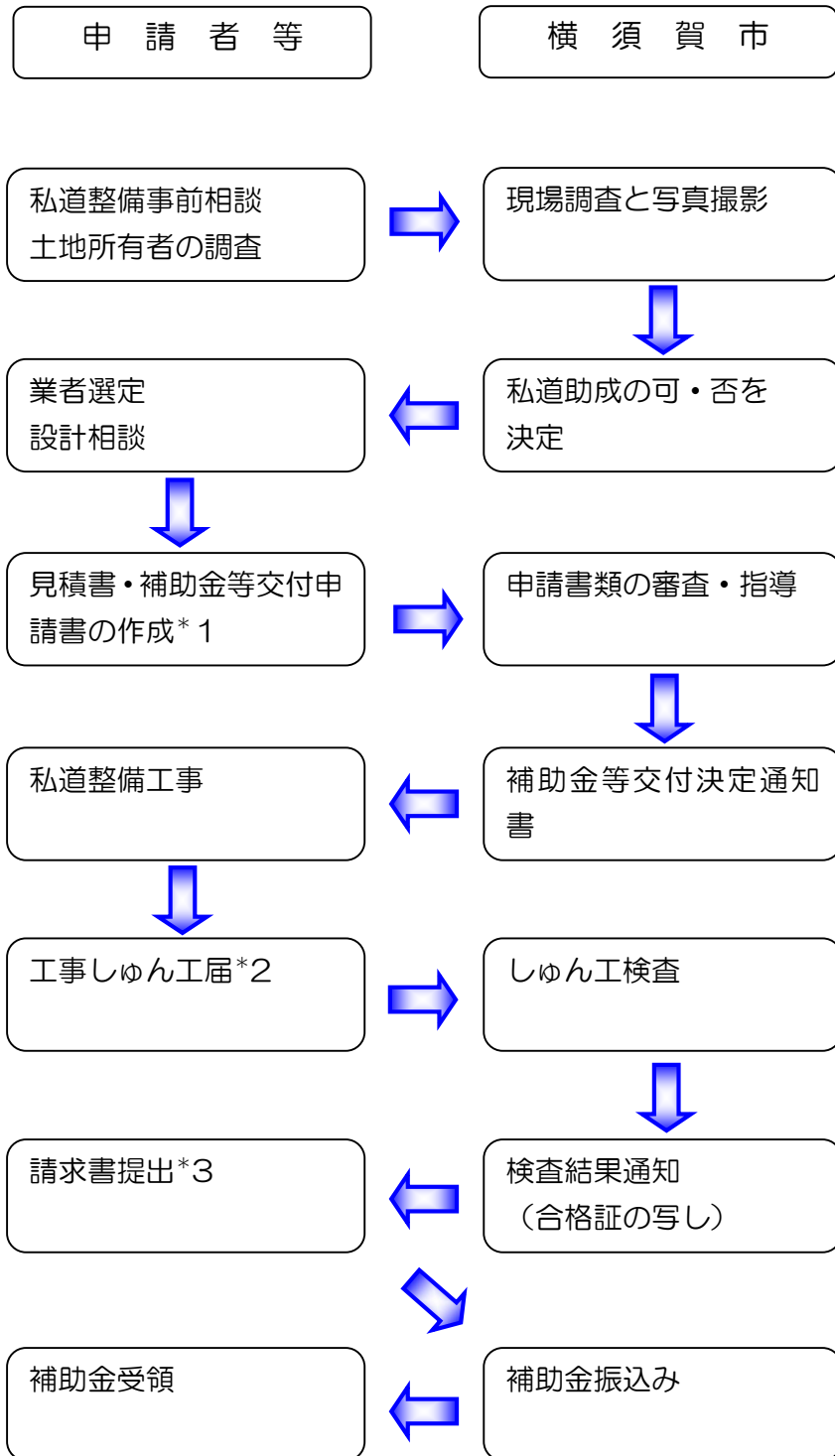
*土地所有者、道路と接する家屋の所有者及び居住者すべてが私道整備を要望していることが必要です。

*他の法令に抵触する場合は、助成対象外となる場合もあります。

工事の種類

- 1 舗装工事（舗装工・舗装止工、道路幅員が平均1m以上のものに限る。）
- 2 階段工事（階段工・手すり工、階段幅員1m以上が確保できるものに限る。）
- 3 道路排水工事（U型側溝・L型側溝・横断暗渠・雨水溜桝、U型側溝及び暗渠は240mm用とする。）
- 4 土留工事（道路下のり面に高さ0.5m以下の土留構造物を設置するものに限る。別途協議要。）
- 5 防護柵工事（ガードレール・ガードフェンス・ガードパイプ）
- 6 橋りょう工事（道路幅員が平均1m以上の橋面舗装工事に限る。）
- 7 その他工事（市長が特に必要があると認めるものに限る。）

手続きの流れ



提出書類に添付するもの

*1

- ①補助金等交付申請書
- ②私道整備工事内容書
- ③要望書
- ④委任状
- ⑤位置図
- ⑥公図の写し・要約書
- ⑦設計図書一式
- ⑧工事見積書の写し

*2

- ①工事しゅん工届
- ②しゅん工図書一式
- ③工事写真

*3

- ①実績報告書
- ②請求書
- ③委任状

助成金の額

助成対象額（工事費及び測量調査設計業務に要する費用）について、「施工業者の見積額」と「市の基準から算出した額」を比較し、「低価格」の額に対して10分の8を補助金として交付します。ただし、測量調査設計業務に要する費用は、5万円を限度額とします。また、補助金額が3万円未満の場合は、助成対象外となり、補助金を受けることが出来ません。

申請手続

1 申請者

私道の整備を希望される場合は、私道敷地の権利者及び私道の利用者の中から皆さんが代表者を選出し、申請者としてください。この申請者は、助成手続き、地元の意見の取りまとめ、工事業者との交渉、契約、工事などについて一切の責任者となります。

2 事前相談及び現地調査

必ず事前に市担当者へご相談ください。現地調査後、助成の対象の可否を回答します。
(事前現地調査が出来ない場合や私道整備完了後の申し出は、助成の対象外となります。)

3 助成の申請

2で「可」と回答を受けた場合は、次の書類を提出してください

- ① 補助金等交付申請書【規則第1号様式（規則第4条関係）】
- ② 私道整備工事内容書【第1号様式（第7条第2項関係）】
- ③ 要望書【第2号様式（第7条第2項関係）】
- ④ 委任状【第3号様式（第7条第2項関係）】
- ⑤ 位置図：私道整備箇所を『赤』で表示
- ⑥ 公図の写し・要約書（法務局）：私道整備箇所を『赤』で表示
- ⑦ 設計図書一式
- ⑧ 工事見積書の写し

工事契約

1 施工業者

工事施工業者は、横須賀市一般競争入札有資格者名簿に登録されている業者の中から選定してください。

2 工事契約

申請者は、請負工事契約書によって施工業者に工事を依頼してください。

助成の決定及び通知

申請手続き後、規定の審査事務が終了し、補助が決定すれば、申請者あてに「補助金等交付決定通知書【規則第2号様式（規則第5条第1項関係）】」を送付します。

工事着手・完了の通知及び検査

補助金等交付決定通知書を受領後、2週間以内に工事に着手してください。
（「着手届」は不要です。）

工事が完了した時は、次の書類を提出してください。

- ① 私道整備工事しゅん工届【第5号様式（第11条関係）】
- ② しゅん工図書一式（品質管理、出来形管理報告書、残土・Co ガラ処理・建設副産物調書、アスファルト及びコンクリート配合設計書等）
- ③ 工事写真（工事中を含めた工事写真1冊）

市検査員が工事施工業者立ち会いのうえ、しゅん工検査を行います。

検査結果の通知及び助成金の請求

1 検査結果の通知

しゅん工検査に合格すれば、「検査結果（合格証の写し）」が申請者あてに送られます。

2 実績報告書の提出及び助成金の請求

申請者は、次の書類を作成し、私道整備助成金を請求してください。

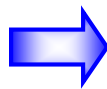
- ① 実績報告書【規則第4号様式（第10条）】
- ② 工事施工業者から申請者あてに提出された工事費用に係る請求書の写し
- ③ 請求書【規則第5号様式（第11条第2項）】
- ④ 委任状（市様式）：助成金の受領に関しては、④の委任状を提出することにより施工業者に直接振込むことができます。

助成金で整備された私道の維持管理

- 1 助成金で整備された私道の維持管理は、地元のみなさまで行ってください。
- 2 助成申請の私道に関する紛争等については、地元のみなさまで処理してください。



私道整備施工前









私道整備施工完了後

お問合せ先
横須賀市建設部土木用地課
横須賀市小川町11番地（2号館3階）
電話 046-822-8351

別紙

私道整備助成制度の適用可否の確認

建築基準法の位置付け (建築基準法第42条)	建築基準法の位置付け の意味	わが街ガイドでの表示	私道助成の適用可否 (条件を満たしている場合)
1項1号	道路法による市道		不可
1項2号	都市計画法等の道路		可※
1項3号	幅員4m以上の私道等		可※
1項5号	位置指定道路		可
2項(公道)	公道を含む道路		不可
2項(私道)	私道		可

※その道路の一部が市道となっている場合は、市道部以外が助成の対象になります。

わが街ガイドまでの手順

